不動産取引業者の皆様

留学生の民間アパート賃貸借契約における連帯保証制度の終了について

山形大学では、2025年5月31日をもって、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する留学生住宅総合補償に基づく連帯保証制度(機関保証)を終了することとなりました。 不動産取引業者の皆様には、今後の賃貸借契約において、民間の保証会社の利用を含めて留

重要なお知らせ

・2025年6月1日以降,大学は連帯保証人になることが出来ません。 なお、教職員個人が連帯保証人になることも禁止します。

学生へご案内いただきますようお願い申し上げます。

・2025年6月1日以降は、経過措置として、すでに当制度を利用した賃貸借契約により同じ物件に居住し、かつ従前の契約内容に変更がない賃貸借契約書の更新に限り、当制度の更新の申請が可能です。

なお、本学の連帯保証は自動更新を行わず更新の都度、契約書の確認を行います。また、貸借人の留学生が卒業・修了・退学をして本学から離籍した場合、または、在留資格が「留学」 以外になった場合は、補償対象外となります。

・留学生には、不動産会社様の指定する民間の保証会社を利用するよう案内いたします。

本件についてご不明な点がございましたら、エンロールメント・マネジメント部国際交流課 (yu-int-office@jm.kj. yamagata-u. ac. jp) までお問い合わせください。